

府中市助産施設入所等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 1 月 19 日

府中市長 高野律雄

## 府中市規則第1号

### 府中市助産施設入所等に関する規則の一部を改正する規則

府中市助産施設入所等に関する規則（昭和62年10月府中市規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(入所の要件) 第1条の2 省略 2 前項に規定する経済的理由とは、次の各号のいずれかに該当することをいう。 <u>ただし、当該各号のいずれかに該当する世帯が、健康保険法（大正11年法律第70号）その他の社会保険各法に基づく出産育児一時金等の出産に関する給付（以下「出産一時金」という。）、利用し得る資産等を充てることにより出産費用を確保できると市長が認めるときは、この限りでない。</u>	(入所の要件) 第1条の2 省略 2 前項に規定する経済的理由とは、次の各号のいずれかに該当することをいう。
(1)～(2) 省略	(1)～(2) 省略

(3) 当該年度分（4月から6月までの間の利用については、前年度分）の市町村民税の課税世帯のうち、所得割の額（地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。以下同じ。）が19,000円以下の世帯で、出産一時金の額が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条に規定する金額未満の世帯であるとき。

別表第1（第5条）

助産施設入所費用徴収金額表

階層区分	定義	徴収金額
省 略		

備考 省 略

#### 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(3) 当該年度分（4月から6月までの間の利用については、前年度分）の市町村民税の課税世帯のうち、所得割の額（地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。以下同じ。）が19,000円以下の世帯であるとき。ただし、健康保険法（大正11年法律第70号）その他の社会保険各法に定める出産育児一時金等の出産に関する給付（以下「出産一時金」という。）の金額が404,000円以上の世帯であるときを除く。

別表第1（第5条）

助産施設入所費用徴収金額表

階層区分	定義	徴収金額 (月額)
省 略		

備考 省 略